十六の四　第四条第一項第十二号ニの危険工室の床面

十七　［略］

十八　第四条第一項第十四号の危険工室内の原動機及び温湿度調整装置据付け制限

十九　第四条第一項第十五号イの危険工室内の機械、器具又は容器の、摩擦により火薬類が爆発し又は発火しない構造

十九の二　第四条第一項第十五号ロの危険工室内の機械、器具又は容器の、振動又は衝撃により火薬類が爆発し又は発火しない構造

十九の三　第四条第一項第十五号ハの危険工室内の機械、器具又は容器の、腐食により火薬類が変質し又は爆発し若しくは発火しない構造

ることにより爆発し又は発火するおそれがない場合は、当該おそれがないことを、目視等、図面又は記録により検査する。

十六の四　第四条第一項第十二号ニの危険工室の床面の材料を、目視等又は図面により検査する。

十七　［略］

十八　危険工室内に原動機及び温湿度調整装置が据付けられていないことを、目視等により検査する。ただし、火薬類の爆発又は発火を起こすおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視等、図面又は記録により検査する。

十九　危険工室内の機械、器具又は容器について、摩擦により火薬類が爆発し又は発火しない構造となっていることを、目視等又は図面により検査する。ただし、摩擦により火薬類が爆発し又は発火するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視等、図面又は記録により検査する。

十九の二　危険工室内の機械、器具又は容器について、振動又は衝撃により火薬類が爆発し又は発火しない構造となっていることを、目視等又は図面により検査する。ただし、振動又は衝撃により火薬類が爆発し又は発火するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視等、図面又は記録により検査する。

十九の三　危険工室内の機械、器具又は容器について、腐食により火薬類が変質し又は爆発し若しくは発火しない構造となっていることを、目視等又は図面により検査する。ただし、腐食により火薬類が変質し又は爆発し若しくは発火するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視等、図面又は記録により検査する。

十六の四　第四条第一項第十二号ニの危険工室の床面

十七　［略］

十八　第四条第一項第十四号の危険工室内の原動機及び温湿度調整装置据付け制限

十九　第四条第一項第十五号イの危険工室内の機械、器具又は容器の、摩擦により火薬類が爆発し又は発火しない構造

十九の二　第四条第一項第十五号ロの危険工室内の機械、器具又は容器の、振動又は衝撃により火薬類が爆発し又は発火しない構造

十九の三　第四条第一項第十五号ハの危険工室内の機械、器具又は容器の、腐食により火薬類が変質し又は爆発し若しくは発火しない構造

により爆発し又は発火するおそれがない場合は、当該おそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。

十六の四　第四条第一項第十二号ニの危険工室の床面の材料を、目視又は図面により検査する。

十七　［略］

十八　危険工室内に原動機及び温湿度調整装置が据付けられていないことを、目視により検査する。ただし、火薬類の爆発又は発火を起こすおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。

十九　危険工室内の機械、器具又は容器について、摩擦により火薬類が爆発し又は発火しない構造となつていることを、目視又は図面により検査する。ただし、摩擦により火薬類が爆発し又は発火するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。

十九の二　危険工室内の機械、器具又は容器について、振動又は衝撃により火薬類が爆発し又は発火しない構造となつていることを、目視又は図面により検査する。ただし、振動又は衝撃により火薬類が爆発し又は発火するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。

十九の三　危険工室内の機械、器具又は容器について、腐食により火薬類が変質し又は爆発し若しくは発火しない構造となつていることを、目視又は図面により検査する。ただし、腐食により火薬類が変質し又は爆発し若しくは発火するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。